

令和5年度事業報告

公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議（以下「県民会議」という。）は、県民の暴力団排除気運、意識の高揚を図るとともに、暴力団排除活動等（以下「暴排活動等」という。）を推進し、安全で平穏な住みよい千葉県づくりのため、令和5年度は、

- 暴力団追放のための広報啓発活動
- 市町村、民間暴排組織の活動に対する支援 ～ウィズコロナに配慮した各種支援事業の展開及び実施時期・規模等の検討～
- 暴力団に関する相談活動
- 少年に対する暴力団の影響排除活動
- 暴力団員の社会復帰対策活動
- 暴力団員による不当な行為の被害者の保護救済活動
- 暴力団排除対策のための調査研究活動

の7項目を柱として事業活動を推進した。令和2年度から続いた新型コロナウイルス感染症防止対策は、3年を経過した令和5年5月に季節性インフルエンザと同様の5類に引き下げられたが、事務局内及び講習先等での感染防止に配慮しながら事業活動に臨んだ。

それらの結果は、次のとおりである。

1 暴力団追放のための広報啓発活動

(1) 暴力団排除気運の醸成活動

ア 広報啓発資料の作成、配布

(ア) 暴排ポスター等の作成、配布

・ 暴排ポスター	14,000枚
・ 県民会議手帳	3,700冊
・ 県民会議だより「ぼうついで」第87号	26,000部
「ぼうついで」第88号	21,200部
・ 小冊子等	
「不当要求防止責任者教本」	2,300部
「一人ひとりの心に拡げる暴力団追放運動」	4,500部
「暴力団情勢と対策」	4,300部
・ 令和5年度賛助会員用チラシ	500部

(イ) SDGsへの取組

ちばSDGsパートナー登録を申請の上、令和5年8月31日付で、登録証を受領した。また、FSU認証によるオンデマンド印刷での広

報用チラシ作成など、SDGsに配慮した媒体の選定した。

(ウ) 新規広報資料の作成

被害金の一部が暴力団の資金源となっている電話de詐欺被害を1件でも阻止するため、広報用ポスター・チラシを作成した。効果的なものとするため、県警職員により作画し、職員機関誌にも大きく掲載された。また、県民会議ホームページに掲載するとともに、協賛団体の一つである公益社団法人全日本不動産協会千葉県支部のホームページに転載を協力依頼した。

イ 広報活動の展開

県警、県、市町村等の広報紙に暴排広報文の掲載を依頼した他、4月28日成田市中台運動公園体育館で開催された大相撲成田場所において広報グッズを配布しての広報など、積極的に実施した。

(2) 県民会議賛助会員の加入促進

退会及び会費減額希望が見られたが、賛助会員の継続加入に努めるとともに、相談活動、ホームページ等広報活動、研修・講習会等あらゆる機会を通じて積極的な入会募集に努めた結果、新たに13企業、4個人が入会した。

(3) 暴力団追放標語等の募集

全国暴力追放運動推進センター・千葉県防犯協会と共同して小学生・中学生・高校生及び一般から暴力団追放標語・啓発用ポスターを募集し、暴排気運の一層の高揚を図った。

2 市町村、民間暴排組織の活動に対する支援

～ウイズコロナに配慮した各種支援事業の展開及び実施時期・規模等の検討～

(1) 暴力団排除活動組織への支援活動

ア 暴排組織等への支援

地域住民・企業・関係行政機関等と連携して住民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする暴力団排除協議会の新規の設立はなかったが、今後に向けた広報・協議等を積極的に行った。

イ 部会、講演会の開催

毎年開催される様々な部会、分科会、賛助会員企業・団体等における研修会を通じ、それぞれの団体・協議会と連携協力して、協議会においては、専務理事が顧問としての挨拶、広報資料の提供などの支援を行った。

ウ 市町村、地域、企業、団体等への支援

県、市町村及び企業等の研修会などに講師を派遣し、啓発資料の提供や講演を行うなど活動支援を実施した。

エ 暴排宣言式への支援

千葉県知事部局主導の下に千葉県商店会連合会が各地区商店会連合会に推奨している暴力団排除宣言式については、開催には至らなかった。

オ 資料、啓発グッズの配付

各種暴排協議会総会、各部会、分科会、講習・研修会、官民主催のイベントなどの開催を通じ、資料提供、大相撲巡業イベント会場における広報など、積極的に実施した。

(2) 事業所不当要求防止責任者に対する講習

事業所の不当要求防止責任者に対する定期及び選任時講習については、令和6年3月末までに予定した開催数の39回を実施した。

講習受講者数については、1,965人が受講し、前年度より357人増加した。

講習別の内訳は、定期講習728人、選任時講習1,199人及び聴講者38人であった。

なお、リモート形式による講習のウェブ開催について検討し、令和6年度中の開催に向け準備を進めている。

(3) 不当要求情報管理機関援助

各暴力追放対策部会及び県、市町村等関係機関との情報・意見交換を行い、県民会議事務局との連携強化と情報管理の重要性などについて理解を得るとともに、作成したパンフレット・チラシ等の広報資料を配付するなど、暴排活動の更なる意識付けを図った。

3 暴力団に関する相談活動

(1) 暴力団による不当な行為に関する相談活動

令和5年中（暦年計）の相談受理件数は、859件（前年比+44件）であった。

相談内容に応じて、警察への通報、弁護士の紹介、相談委員による助言を行うなど、的確に対応した。

相談受理・処理状況、主な事例については、別紙1のとおりである。

ア 県民会議、各自治体、関係団体の広報誌（紙）を活用した周知活動を実施した。

イ 相談対応は、専門的知識・経験を有する暴力追放相談委員（以下「相談委員」という。）として、常勤の専務理事及び県民会議事務局員4名並びに非常勤の相談委員5名（弁護士2名、保護司1名、少年指導委

員2名)の計10名により適切に推進した。

ウ 民事介入暴力事案等に対する連携についての協定の運用状況

(平成10年10月21日締結 略称「民暴110番協定」)

暴力団員等の違法、不当な行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者から相談等を受けた場合は、相談者等が求める措置を迅速に実現し、被害の防止及び回復を図るため、千葉県警察、千葉県弁護士会、県民会議の三者が具体的事案ごとに処理連携チームを編成し、事案対応に努めている。

令和5年度中には、新たな受理事案はなく協定締結後の累計事案受理件数は64件で、全件が処理済である。

エ オンライン・ウェブによる相談対応の検討

県民会議事務局における通信環境及び相談の実態等を考慮し、オンライン・ウェブによる相談は当分の間見合わせることにした。

オ 相談業務に関する情報管理及び秘密の保持の徹底

情報管理規程、個人情報保護規程及び暴力団情報提供要領に基づいて適切な相談業務を実施した。

また、令和5年5月、関係法人に再就職している警察OBを対象とした情報セキュリティ教養が行われ、県警から

・不審なメールの添付ファイルやリンクを開かない。

等具体的防止策の指示を受けた。県民会議における防止策を報告するとともに、職場内で引続き情報セキュリティ対策の徹底を再確認し、日々励行している。

(2) 暴力追放相談委員の委嘱

暴力団対策法に規定する相談委員5名に対し、前年度に任期2年間の委嘱済である。

4 少年に対する暴力団の影響排除活動

(1) 少年に対する暴力団の影響排除強化

暴力団の人的供給源を遮断、影響排除の活動については、各種協議会、部会、分科会、県、市町村における研修、事業所の不当要求防止責任者に対する講習会等、あらゆる機会を利用して少年に係わる暴力団の実態、影響排除気運の高揚を図った。

また、SNSを通じた高額収入を謳い文句としたいわゆる闇バイトから少年を守るため、啓発ポスター及びチラシを作成し、県内の高校50校と千葉市内各区役所に配布の上、掲示を依頼した。

(2) 少年指導委員による活動の支援

(2) 少年指導委員による活動の支援

令和5年度は、県内12会場において、県下の少年指導委員549名を対象に県警本部組織犯罪対策課、少年課から講師を招いて少年指導委員研修を実施した。

5 暴力団員の社会復帰対策活動

(1) 暴力団離脱希望者の援助活動

県民会議の広報紙等で暴力団組織からの離脱相談を積極的に呼びかけ、相談しやすい雰囲気作りに努めるとともに、対応については、関係機関と連携するなど実効を期した。

別紙1記載の主な相談事例2などの取扱いがあった。

(2) 暴力団社会復帰対策協議会活動の充実

暴力団からの離脱者の社会復帰を促進し、生活環境改善のために就労支援などを行うことを目的とする千葉県暴力団社会復帰対策協議会（職業紹介機関、雇用事業所関係、矯正関係機関、県民会議等で構成）総会については、7月12日に開催した。同協議会において、暴力団社会復帰対策協議会会則の改正、暴力団離脱者の口座開設支援に関する要領の制定及び当法人における暴力団離脱者等の社会復帰支援マニュアルの作成について説明するなど、今後の連携強化を図った。

(3) 離脱者受入事業所の開拓・確保

千葉県警察と連携し、社会復帰対策の基盤となる離脱暴力団員の雇用受入事業所募集に取り組み、各警察署での募集看板設置を継続するとともに、各ハローワークを所管する千葉労働局への働きかけを実施した。

なお、離脱者受入事業者数については、暴力団社会復帰対策協議会会則の改正に伴う再申請手続きを行い、受入事業者27社を登録した。

令和5年中は離脱者雇用給付金の支給はなかった。

6 暴力団員による不当な行為の被害者の保護・救済活動

(1) 被害者の保護活動

暴力団員の係わる民事介入暴力事案、暴力団員による不当要求事案等、再被害、報復等のおそれがある相談については、被害防止の助言に加え、相談者の意思を確認した上、警察への通報を確実に行うなど、関係者の保護措置に努めた。

(2) 被害者の救済活動

令和5年度の見舞金支給については、別紙2のとおり暴力団員による傷害事件等3件、5名の被害者に対して合計9万円を支給した。

(3) 民暴110番協定の活用

暴力団等の違法、不当な行為により被害を受けた被害者等に対し、県民会議、警察、弁護士が連携して被害の予防と救済を効率的に実施するため、緊密に連携を図り事案対応に努めている。

また、令和5年11月10日に会議を開催した。

7 暴力団排除対策のための調査研究活動

(1) 暴力団等に関する情報収集

新聞等の公刊資料から暴力団等関係資料24件、56人をコンピュータ入力して資料化の上、暴力相談業務等に活用している。

(2) 暴力団活動の実態調査

暴排組織支援活動、相談活動、講習、研修会等あらゆる機会を通じて情報収集・分析に努めた。

(3) 暴力団に関する情報提供

暴排等目的達成のために、事業者や個人から相談があった場合は、条例上及び被害防止や被害回復等の公益の程度を検討して、適切に情報提供を行った。

別紙1

令和5年中の暴力団に関する相談活動状況

1 内容別件数等

(1) 相談受理態様分類

受理態様	件数(件)	比率(%)
電話相談	641	74.6
面接相談	28	3.3
文書相談	185	21.5
その他(メール)	5	0.6
合計	859	100.0

(2) 相談処理状況

処理内容	合計	比率(%)
事務局で処理	842	98.0
警察へ引き継ぐ	16	1.9
弁護士会へ引き継ぐ	1	0.1
その他の機関	0	0.0
合計	859	100.0

(3) 相談内容別分類

類型別	件数	比率(%)
(1) 暴力団対策法で禁止されてる27の行為のうち		
みかじめ料要求行為	2	0.2
用心棒料要求等その他26の行為	0	0.0
(2) 縄張に係る禁止行為に関する相談	0	0.0
(3) 準暴力的要求行為等に関する相談	0	0.0
(4) 離脱・勧誘・加入強要に関する相談	5	0.6
(5) 暴力団事務所等に関する相談	0	0.0
(6) 民事訴訟に関する相談	1	0.1
(7) 前各号に該当しない不当行為(刑法等)	4	0.5
(8) 暴力団対策法に関する相談	2	0.2
(9) その他の暴力関係相談	845	98.4
合計	859	100.0

2 主な相談事例

事例 1 暴力団組長からの強要被害相談

顔見知りの暴力団組長に頼まれて、約2年前、私の名義で携帯電話を購入させられ料金も支払っていた。相手とのこのような関係に嫌気がさし、「もう付き合いたくない」という思いから料金を支払わずにいたところ、相手から「電話料金をすぐ払え」、「この携帯は本部で使っている」などと脅された。怖かったので電話料金を支払ってしまった。相手が暴力団組長であることは知っているし、相手と縁を切ろうとした知り合いが殴られたりしたのを目の前で見っていたこともある。県民会議に相談することは躊躇したが、このままではいけないと思い、県民会議に相談したという内容であった。

【措置】 相談者承諾のもと、県警捜査第四課に情報提供の上、管轄警察署とも情報共有し早急なる対応を図られるように連絡した。警察において本件の相談内容を端緒として、暴力団組長を暴力行為等処罰に関する法律違反（集团的脅迫）で逮捕に至った。

事例 2 暴力団組織からの離脱相談

刑務所を出所した暴力団組員から、ヤクザをしても生活ができないと思い組長に「ヤクザを辞め堅気になりたい」と頼んだところ認めてくれた。堅気になったと思っているが、警察に暴力団組員として登録されているのか心配だと電話相談があった。

【措置】 県民会議において本件の相談内容を県警組織犯罪対策課に情報提供した。その後、組織犯罪対策課では相談者の住居地を管轄する警察署及び暴力団事務所を管轄する他県警と連携を図り離脱支援を行った。

事例 3 ゴルフ場からのプレー客の属性相談

プレー中のお客様の言動等から反社と強く疑われるので属性照会をお願いしたいと電話相談があった。

【助言】 県民会議において属性照会の結果、指定暴力団の幹部（組長）に該当することが判明したため、直ちに所轄警察署へ連絡し対応を図るよう相談者に助言した。

その後、所轄警察署とゴルフ場側でプレーを中断させ退所させている。

事例 4 みかじめ料要求に対する相談

匿名者から、八千代市勝田台駅前では焼き芋の車両販売をしているが、中国人を名乗る男から「誰の許可を受けて販売している、俺は地元のヤクザだ、

ショバ代を払え」と言われたが、どうしたらよいかと電話相談があった。

【措置】 相談者に対し、八千代警察署刑事課暴力犯係に相談するよう助言するとともに所轄警察署へ連絡し、対応を依頼した。

事例 5 友人が暴力団に金をせびられている旨の相談

相談者の友人が東金市内でバーを経営しているが、2年前から客として来ていた男から金を無心され、100万円以上取られている旨の電話相談

【措置】 相談者承諾のもと、県警組織犯罪対策課に情報提供の上、対応を依頼した。

別紙 2

令和 5 年度の暴力団事件被害者に対する見舞金支給状況
(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)

- (1) 令和 5 年度の見舞金支給については、被害者見舞金支給規程に基づき、暴力団員による暴力行為の被害者 3 件、5 名に対し、下記表のとおり被害者に対して見舞金合計 9 万円を支給した。

番号	支給対象者	事 案 の 概 要	支給日・金額
1	市原市居住 自営業 A さん (男性) 35 歳	暴力団組員甲は、同組員の妹から借りた金を返さない被害者に憤慨し、他 3 名と共謀の上、被害者方居室内に侵入して被害者の顔面を手拳で複数回殴打するなどの暴行を加えた上、屋外へ逃げ出した被害者を追跡し殴る蹴るの暴行を加え、4 週間の加療を要する鼻骨骨折、右目周囲打撲の傷害を負わせたもの。	R 5. 10. 4 2 万円
2	茂原市居住 アルバイト B さん (女性) 23 歳	暴力団組員乙は、コンビニ店員の態度が気に食わず文句を言っていたが、レジの順番待ちをしていた面識の無い被害者に対して同調を求めようような言葉を投げかけたものの、相手にされなかったことに憤慨して被害者の頭部を平手で 1 発殴る暴行を加えたもの。	R 5. 10. 4 1 万円
3	埼玉県居住 会社員 C さん (男性) 33 歳	双方とも飲酒している状況下で暴力団組員丙は、些細なことで被害者に因縁をつけ、憤慨したあげく、殴る蹴る等の暴行を加えて、被害者 C さんに全治 1 週間程度を要する外傷性くも膜下出血疑い、脳震盪、左眼瞼血腫、腫脹の傷害	R 5. 10. 4 1 万円
	流山市居住 会社員 D さん (男性) 27 歳	被害者 D さんに全治 4 週間を要する頭部打撲、左眼窩周囲皮下血腫、左眼結膜出血、左手指打撲挫創、頸椎捻挫の傷害	R 5. 10. 4 3 万円
	埼玉県居住 自営業 E さん (男性) 32 歳	被害者 E さんに約 2 週間の安静及び通院加療を要する顔面打撲、右額関節打撲の傷害を負わせたもの。	R 5. 10. 4 2 万円

- (2) 見舞金支給状況は、制度創設の平成 4 年から令和 5 年までの間に
累計額 3, 990, 000 円
を支給している。